

26. 果樹病虫害，雑草の防除効果増強を目指して —広島県病虫害防除基準・除草剤使用基準（果樹）の改訂—

1. 背景とねらい

新規農薬は，公的研究機関で防除効果・安全性・使用方法及び地域適応性等が試験されており，その結果は，農薬登録認可の基礎資料として活用される。農業技術センターでは，新規開発農薬の中から，将来本県で必要と考えられる農薬を対象に試験を実施している。

これまでの試験成績に基づいて関係機関と協議し，広島県病虫害防除基準・除草剤使用基準（果樹）を改訂し，効率的な防除及び農薬の適正使用を推進する。

2. 成果の内容

広島県病虫害防除基準・除草剤使用基準に果樹対象の農薬として追加および削除した件数は，殺菌剤では追加 39 件，削除 1 件，殺虫剤では追加 59 件，削除 8 件，除草剤では追加 4 件，削除 15 件，植物生長調整剤では追加 2 件，削除 0 件であった（表 1）。

採用した主なものは次のとおりである。

- 1) 殺菌剤では，ナシの赤星病・黒星病・黒斑病，カキの落葉病・炭そ病などに対してトレノックスフロアブル・チオノックフロアブルなどを新規に採用または追加した。
- 2) 殺虫剤では，カンキツのミカンハダニ，ナシのハダニ類（表 2，3），モモのハダニ類などに対してダニサラバフロアブル，ナシのシンクイムシ類・ハマキムシ類・ケムシ類，モモのシンクイムシ類・ハマキムシ類・モモハモグリガなどに対してフェニックス顆粒水和剤などを新規に採用または追加した。
- 3) 植物成長調整剤では，ハッサクの果実の離層形成促進，モモ（白鳳）の熟期促進を目的としてエスレル 10 などを新規に採用または追加した。

3. 利用上の留意点

新規採用農薬の使用に当たっては，「平成 20 年度広島県病虫害防除基準・除草剤使用基準」を参照する。

（果樹研究部）

4. 具体的データ

表 1 平成 20 年度病害虫防除基準・除草剤使用基準（果樹）における登録農薬の改正件数

登録対象区分	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植物生長調整剤	
	追加	削除	追加	削除	追加	削除	追加	削除
果樹類	0	0	3	0	4	2		
落葉果樹	0	0	0	0				
カンキツ	5	0	12	0			1	0
ミカン	3	0	2	0				
ビワ	0	0	1	0				
ブドウ	4	0	0	0	0	3		
ナシ	7	1	6	4	0	3		
カキ	4	0	3	0	0	1		
モモ	4	0	6	0	0	3	1	0
リンゴ	8	0	16	0	0	3		
クリ	0	0	0	1				
小粒核果類（ウメ、スモモ、アズキ）	0	0	4	0				
ウメ	1	0	1	1				
スモモ	2	0	2	2				
イチジク	1	0	1	0				
キウイフルーツ	0	0	2	0				
合計	39	1	59	8	4	15	2	0

数値は1農薬1対象（病害虫・雑草・作物）でカウントした。
 主な削除理由は登録失効，剤型変更，流通量減少による。

表 2 ナシのカンザワハダニに対する防除効果（2004年）

供試薬剤	希釈倍率	10葉当たりの雌成虫数（頭）					防除効率	葉害（葉）
		散布前	3日後	7日後	14日後	21日前		
ダニサラバフロアブル	2000倍	15.9	5.7	0.5	0.3	0	99	-
（対照）エイカロール乳剤	1500倍	11.7	3.2	0.8	0.3	0	97	-
（対照）オサダン水和剤	1000倍	14.0	2.9	1.7	0.1	0	96	-
無処理		11.1	11.1	9.7	21.1	6.7	-	-

品種：幸水，樹齢4年生ポット植え 散布日：9月21日

表 3 ナシのナミハダニに対する防除効果（2004年）

供試薬剤	希釈倍率	10葉当たりの雌成虫数（頭）					防除効率	葉害（葉）
		散布前	3日後	7日後	14日後	21日前		
ダニサラバフロアブル	2000倍	2.0	0	0	0	0	100	-
（対照）エイカロール乳剤	1500倍	1.6	0.1	0	0	0	100	-
（対照）オサダン水和剤	1000倍	2.5	0	0	0	0	100	-
無処理		3.5	2.1	0.5	0.8	0	-	-

品種：幸水，樹齢4年生ポット植え 散布日：9月21日